



桜花の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

誠に勝手ながら**5/8(金)は事務所をお休み**いたします。

## 重要情報

### 1. 平成27年度税制改正が成立しました

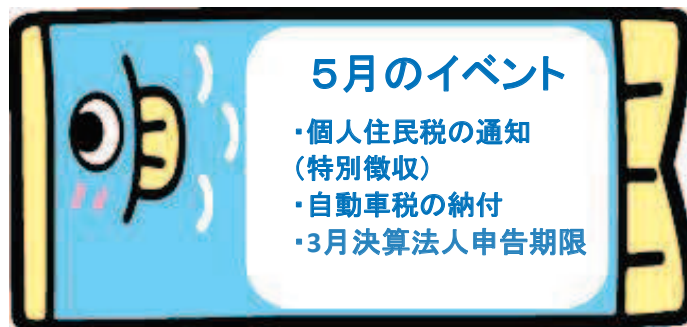
今年の税制改正が予定通り4月1日から施行されました。改正は毎年行われますが、本年の改正では大きな変更はなく、主なものは、大規模法人の地方税の強化、電子取引の消費税の拡大、結婚子育て資金の一括贈与非課税の創設などです。

### 2. 結婚子育て資金の一括贈与FAQ

今年の改正で創設された、親等から子へ金融機関を通じて一括贈与する場合、最大1,000万円(うち結婚資金は300万円を上限)まで贈与税が非課税となる制度につき、内閣府からFAQが公表されています。右欄税金マメ知識で紹介します。

### 3. 小規模企業共済法見直しも

小規模企業共済の共済事由による支給額が引き上げられます。個人事業は配偶者又は子に事業を譲った場合が準事由からA事由に、法人は65歳以上の役員退任が準事由からB事由に引上げられ、支給額が増えます。



## 5月のイベント

- ・個人住民税の通知(特別徴収)
- ・自動車税の納付
- ・3月決算法人申告期限

## 税金マメ知識

### ■結婚子育て資金と教育資金の贈与制度

制度	結婚子育て	教育資金
期間	H27.4-31.3	H25.4-31.3
受贈者	20歳以上50歳未満	30歳未満
限度	1,000万円 うち結婚は300万円	1,500万円 うち学校以外は500万円
使途	挙式・新居費・不妊治療・出産関係、ベビーシッター、子の療養保育費等	学校の入学・入園・授業料、学用品費、修学旅行費、通学定期、留学費、習い事
終了	受贈者50歳到達等	受贈者30歳到達等
残額	直系贈与課税	直系贈与課税
親死亡	相続税に加算	一般贈与課税

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バツ)

【アルゼンチン首都：ブエノスアイレス】日本人経営の安宿のドミトリーでは、元気で社会的な旅人たちがルームメイトでした。みな、各地の日本人宿を拠点にある種のネットワークを持っているらしく、たいてい共通の知人が見つかりました。そんな通りすがりの旅人のやり取りが行われる日中、昨夜サロンで黙々と麻雀を打っていた住人達は、回転の速いドミトリーから離れた個室で、窓を閉ざし眠っています。旅人たちを誘ってタンゴバーに行くことになりました。23時、宿のサロンに集まり、煙たい雀卓の脇でワクワクしながら出発を待っていると、和った住人が次のように言いました。「あーはいはい、カフェトルトー二ね。今は、ソットがバルスルで公演しているけど、ま、広いし人も多いだろうから、一見するだけならそういう小さいとの方が、キミらにとっちゃ楽しめるんじゃない？」年齢は30半ば位、かなりのタンゴ通に見える彼は、名乗りもせずに卓に戻りました。



## 晩酌のじかん

日本の『春』はあつという間。今年の花見シーズンは天候に恵まれていましたね。人に誘われ代々木公園に行くと、外人の多いこと！『HANAMI』は輸出産業となっていたようです。家族とは岸根公園にお弁当を持って行きました。白昼堂々公共の場で顔を赤らられる文化、いいじゃないですか。



## ☆事務所からの連絡☆

確定申告で滞っていた月次作業を着々と進めております。前回の面談から期間が空いてしまったお客さま、申し訳ございませんでした。順次連絡を差し上げますのでお待ち下さい。

## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red